

国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険 に加入している皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす世帯は**保険税(料)**が**減免**となります。

【保険税(料)の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者(世帯主)が死亡または重篤な傷病を負った世帯 ⇒ 保険税(料)を全額免除
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者(世帯主)の収入減少(*)が見込まれる世帯 ⇒ 保険税(料)の一部を減額

※保険税(料)が一部減免される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者(世帯主)について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごと見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

減免対象保険税(料)額 (A×B÷C)

- A：対象年度の保険税(料)額
- B：世帯の主たる生計維持者(世帯主)の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額
- C：前年の世帯総所得額

世帯の主たる生計維持者(世帯主)の前年の合計所得に応じた減免割合(D)

世帯の主たる生計維持者(世帯主)の前年の合計所得が	
300万円以下の場合	： 10分の10
400万円以下の場合	： 10分の8
550万円以下の場合	： 10分の6
750万円以下の場合	： 10分の4
1,000万円以下の場合	： 10分の2

⇒保険税(料)の減免額は、減免対象保険税(料)額(A×B÷C)に減免割合(D)をかけた金額です。

※主たる生計維持者(世帯主)の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税(料)額の全部が免除されます。

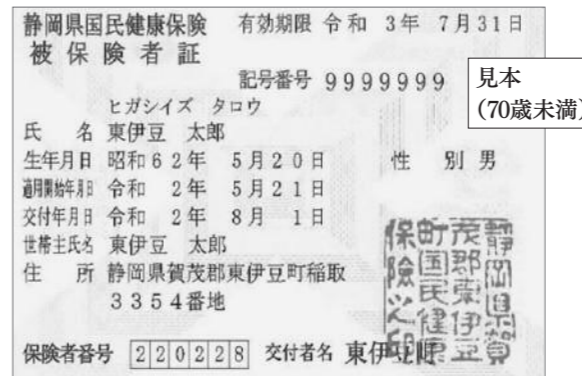
ご世帯が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、
まずは役場 国民保険係または介護係にお問い合わせください。

問合せ先 健康づくり課 国民保険係 ☎95-6304
介護係 ☎95-1124

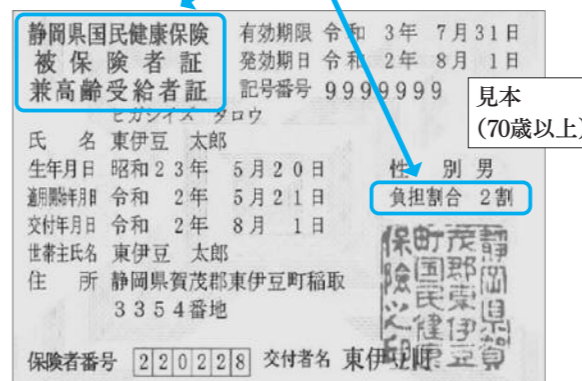
国民健康保険被保険者証

※8月1日から新しくなります

8月1日から有効の保険証を、7月下旬に、普通郵便でお送りします。国保加入中の「ご家族全員分を、世帯主の方に宛て送りますので、記載内容に誤りがないかご確認ください。新しい保険証は「クリーム色」です。今までの保険証(うぐいす色)は、役場健康づくり課または熱川支所へお寄りの際に返還してください。

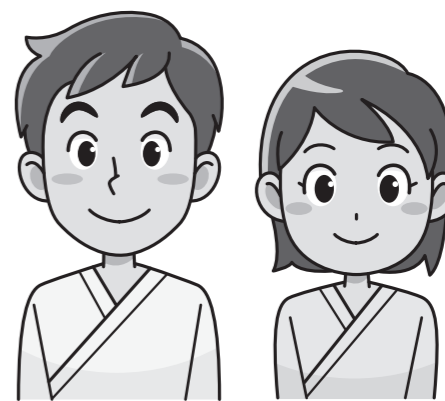


うぐいす色 ⇒ クリーム色



※これまで保険証は10月切替でしたが、
今後は8月切替に変更となります。
保険証と高齢受給者証が
ひとつになります
これまで70歳以上75歳未満の方に、
保険証と高齢受給者証を別々に交付していましたが、8月より一体化し、1枚の保険証で医療機関を受診できるようになります。一体化した保険証には負担割合が記載されます。

人間ドック助成制度の ご案内について



国民健康保険に加入している30歳から75歳未満の方で、国民健康保険税に未納がない方は、人間ドックを受ける際、助成を受けることができます。上限は3万円とし、最低自己負担額は1万円です。
申請は人間ドックを受ける2週間前までに、役場または熱川支所にてお手続きをお願いいたします。※受診後の申請は受け付けられません。

新型コロナウイルスに感染した方等への 傷病手当金の支給について

国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入し、給与等の支払いを受けている方で、**新型コロナウイルスに感染または感染が疑われ、療養のため仕事ができない場合に、傷病手当金が支給**されます。詳細は国民保険係までお問い合わせください。

問合せ先 健康づくり課 国民保険係
☎95-6304